

人員に関する基準

1 職員の常勤、非常勤の区分について

基準

「指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。」

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第三の六の3(5)①】

事例

- ✓ 勤務体制一覧表において、常勤ないし非常勤が明確になっていない。

指導・ポイント

- 常勤・非常勤の別を区分し、勤務体制一覧表に記載し管理すること。(法人の雇用形態ではなく、事業所単位の勤務形態の区分で記載すること。)

運営に関する基準

1 事故発生時の対応について

基準

指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずること。(以下略)

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第3の六の第3(8)】

事例

- ✓ 事故発生時の状況や、今後の対応について検討がなされているが、実際に対応した結果について、評価がなされておらず最終的にどのような効果があったかが確認できない状況であった。

指導・ポイント

- 発生した事故において、対応策の検討に加え、一定期間後に評価を行い、その効果を検証し再発防止に努めること。

2 内容及び手続の説明及び同意について

基準

指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所介護事業所の運営規程の概要、通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定通所介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。(以下略)

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第3の六の3(1)】

事例

- ✓ 重要事項説明書において、第三者評価の実施状況の記載がなかった。

指導・ポイント

- 重要事項説明書に、第三者評価の実施状況を明記すること。